

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2	1-019796

2 指名停止措置期間

平成30年8月1日～平成31年1月31日（6か月間）

3 指名停止措置の適用範囲

常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

（株）フジタは、国土交通省発注工事に関し、平成30年6月27日、同社の使用人がみなし公務員への賄賂を供与したとの嫌疑により兵庫県警に逮捕された。

5 指名停止理由

使用人が贈賄容疑により逮捕されたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第3号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
第2条第1項別表第2 （贈賄） 3 次の（1）又は（2）に掲げるも者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 役員等 （2） 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 9か月以上12か月以内 6か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111